



「鍋茶屋」「瓢亭」を景観重要建造物に指定します

— 新潟の伝統的な花街を象徴する景観を次代に —

新潟市は、令和8年10月1日付で、「鍋茶屋」及び「瓢亭」を景観重要建造物に指定します。

景観重要建造物とは、景観法に基づき、地域の良い景観形成の「核」となる重要な建造物を、所有者の意見を聴いて市長が指定することで、建造物の保全を図る制度です。これまでに5件（①行形亭 土蔵、②行形亭 表門・塀、③北方文化博物館新潟分館 土蔵、④旧片桐家住宅 主屋、⑤旧片桐家住宅 土蔵・蔵前）を指定していましたが、今回で、累計10件（⑥～⑨鍋茶屋、⑩瓢亭）の指定件数となります。

つきましては、広報にご協力くださいますようお願いいたします。

景観重要建造物 概要

■建造物の名称

- 第 6号：鍋茶屋 主屋他
（主屋、応接室棟、離れ座敷、離れ土蔵）
第 7号：鍋茶屋 土蔵
第 8号：鍋茶屋 煉瓦蔵
第 9号：鍋茶屋 表門及び外塀
第10号：瓢亭



鍋茶屋



瓢亭

■指定の理由となった外観の特徴

第6～9号：古町花街の代表的な料亭建築。主屋には外壁に豎羽目板張りや漆くい等が用いられ、近代和風建築の粋と贅を凝らしている。また、煉瓦蔵の煉瓦壁、離れ土蔵の海鼠壁、表門及び外塀の腰壁石積等により、街路に多様な景観をもたらしている。

第10号：塀で囲われた前栽と玄関を構えた元芸妓の住宅兼稽古場。出格子や外壁の下見板張り、竹を用いた数寄屋風の細部意匠等を凝らした花街建築であり、新道の歴史的風情を形成している。

【問い合わせ先】 新潟市都市政策部まちづくり推進課 担当：塩谷、進藤
電話：025-226-2707
E-mail：machisui@city.niigata.lg.jp